

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

49

### 告示

○東京都宝くじの発売（六件）……………

……………（財務局主計部公債課）…一

### 雑報

○全国自治宝くじの発売（二十二件）……………

……………（全国自治宝くじ事務協議会）…四

## 告示

### ●東京都告示第六百九十九号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 名称 第二千五百六十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
- 四 証券金額 一枚百円
- 五 証券型式 開封式
- 六 発売期間 令和五年八月二日から同月二十二日まで

七 抽せん期日 令和五年八月二十五日

八 当せん金支払開始 令和五年八月三十日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 三十万円 四十本

三等 一万円 二百本

四等 五千元 二千本

五等 千円 二万本

六等 百円 二十万本

計 二十二万二千二百六十二本

### 十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

### ●東京都告示第七百号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 名称 第二千五百六十八回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式（被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法）

六 発売期間 令和五年八月二日から同月二十九日まで

七 当せん金支払開始 令和五年八月二日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 五十万円 二十四本

二等 五万円 二百七十本

三等 一万円 千二百本

四等 千円 一万五千本

五等 二百円 四十五万本

計 四十六万六千四百九十四本

### 九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

### ●東京都告示第七百一号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 名称 第二千五百六十九回東京都宝くじ

二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年八月五日から同年九月二十六日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年八月五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級		二百万円 五本
一等		十万円 百五十本
二等		一万円 千五百本
三等		千円 四万七千五百本
四等		二百円 七十五万本
五等		計 七十九万九千五百五十五本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第七百二二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

一	名称	東京都知事 小 池 百合子 第二千五百七十回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百万枚 六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和五年八月三十日から同年九月十九日まで
七	抽せん期日	令和五年九月二十二日
八	当せん金支払開始期日	令和五年九月二十七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級		当せん金 三十万円 一本
一等		十万円 二本
一等の前後賞		十万円 二十九本
一等の組違い賞		三十万円 百二十本
二等		一万円 六千本
三等		千円 三万本
四等		二百円 三十万本
五等		三十万円 九百本
十五夜賞		計 三十三万七千五十二本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

一	名称	東京都知事 小 池 百合子 第二千五百七十一回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取ることににより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年九月十三日から同年十一月二十日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年九月十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等 級		当せん金 三十万円 六本
一等		十万円 七十五本
二等		一万円 千二百本
三等		千円 一万五千本
四等		二百円 四十五万本
五等		計 四十六万六千二百八十一本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第七百三三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第七百四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百七十二回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和五年九月二十七日から同年十月十七日まで

七 抽せん期日 令和五年十月二十日

八 当せん金支払開始 令和五年十月二十五日  
期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 三十万円 二十本

三等 一万円 二百本

四等 五千円 四千本

五等 千円 二万本

六等 百円 二十万本

計 二十二万四千二百四十二本

十一 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百三十六号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百七十二回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

六十万枚 十二億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取るにより、

一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和五年七月十二日から同年八月一日まで

令和五年七月十二日

一	名称	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二	発売の枚数及び総額		六十万枚 十二億円
三	証券金額		一枚二百円
四	証券型式		被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
五	証券金額		一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間		令和五年七月十二日から同年八月一日まで
七	当せん金支払開始期日		令和五年七月十二日
八	当せん金の額及び当せんの数		当せん本数
九	等級		当せん金
一	一等		五百万円 六本
二	二等		十万円 八十本
三	三等		一万円 千二百本
四	四等		千円 十五万本
五	五等		二百円 百八十万本
計			百九十五万一千三百八十六本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百三十七号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百七十三回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三十万枚 六十億円

(二十億円を一単位(一ユニット)として三単位(三

ユニット)。

一枚二百円

開封式

令和五年八月五日から同月二十九日まで

令和五年九月四日

令和五年九月十一日

一	名称	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二	発売の枚数及び総額		三十万枚 六十億円
三	証券金額		(二十億円を一単位(一ユニット)として三単位(三
四	証券型式		ユニット)。
五	証券金額		一枚二百円
六	発売期間		開封式
七	抽せん期日		令和五年八月五日から同月二十九日まで
八	当せん金支払開始期日		令和五年九月四日
九	当せん金の額及び当せんの数		当せん本数
一	等級		当せん金
一	一等		一億五千万円 一本
二	二等		一千万円 二本
三	三等		二千万円 九十九本
四	四等		一千万円 二百本
五	五等		五十万円 千本
六	六等		一万円 一万本
七	特別賞		二十万円 十本
八	特別賞		二千万円 百本
九	特別賞		三千万円 千本
計			百一十四万四千三百二本

備考

一の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百三十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百七十四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から九等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年八月五日から同年八月二十二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年八月五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 百万円 八本
二	等	二十万円 四十本
三	等	十万円 百本
四	等	五万円 二百本
五	等	二万円 八千本
六	等	千円 四万本
七	等	五百円 十九万二千本
八	等	三百円 三十六万本
九	等	二百円 四十万本
計		百万三百四十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百三十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百七十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年八月十六日から同年九月十二日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年八月十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 三千万円 四本
二	等	百万円 四十本
三	等	十万円 二百本
四	等	一万円 二千本
五	等	千円 十二万本
六	等	三百円 八十万本
計		九十二万二千六百四十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百七十六回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

六十万枚 十二億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、  
 一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和五年八月二十三日から同年九月十九日まで

令和五年八月二十三日

一	名称	受託銀行等の名称及び所在地	当せん金の額及び当せんの数
二	発売の枚及び総額	六十万枚 十二億円	当せん本数
三	証券金額	一枚二百円	当せん金
四	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)	当せん本数
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)	当せん本数
六	発売期間	令和五年八月二十三日から同年九月十九日まで	当せん本数
七	当せん金支払開始期日	令和五年八月二十三日	当せん本数
八	当せん金の額及び当せんの数	六十万枚 十二億円	当せん本数
九	等級	当せん金	当せん本数
一	等	三百万円	六本
二	等	五万円	二百四十本
三	等	一万円	三千本
四	等	千円	十五万本
五	等	二百円	百八十万本
計			九百九十五万三千二百四十六本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十一号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百七十七回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

四十万枚 八億円

一枚二百円

被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、  
 一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和五年八月三十日から同年九月十九日まで

令和五年八月三十日

一	名称	受託銀行等の名称及び所在地	当せん金の額及び当せんの数
二	発売の枚及び総額	四十万枚 八億円	当せん本数
三	証券金額	一枚二百円	当せん金
四	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)	当せん本数
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)	当せん本数
六	発売期間	令和五年八月三十日から同年九月十九日まで	当せん本数
七	当せん金支払開始期日	令和五年八月三十日	当せん本数
八	当せん金の額及び当せんの数	四十万枚 八億円	当せん本数
九	等級	当せん金	当せん本数
一	等	五十万円	十二本
二	等	五万円	二百二十本
三	等	一万円	八百本
四	等	千円	十二万本
五	等	二百円	百二十万本
計			百三十二万九百三十二本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百八十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千六百万枚 三十二億円
四	証券型式	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和五年九月二十七日から同年十一月二十八日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年九月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 百万円 九十六本 二等 五万円 二千八百八十本 三等 一万円 一万六千本 四等 千円 十六万本 五等 二百円 四百八十万本
計		四百九十七万八千九百七十六本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第四十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二百五十万枚 七億五千万円 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
四	証券型式	一枚三百円
五	証券型式	被封式
六	発売期間	令和五年七月一日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年七月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 千万円 五本 二等 百万円 二十五本 三等 一万円 二百五十本 四等 三千円 千二百五十本 五等 二千円 二千五百本 六等 千円 三千七百五十本 七等 七百元 五万本 八等 五百円 十二万五千本 九等 三百円 五十万本
計		六十八万二千七百八十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第五十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百五十万枚 七億五千万円

三 発売の数及び総額 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円  
被封式

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和五年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和五年七月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金の数

等 級 当せん金

一等 千五百万円 当せん本数 五本

二等 百万円 当せん本数 三十本

三等 一万円 当せん本数 百五十本

四等 三千円 当せん本数 千本

五等 二千円 当せん本数 二千本

六等 千円 当せん本数 三千本

七等 七百元 当せん本数 三万本

八等 五百円 当せん本数 十万本

九等 三百円 当せん本数 五十万本

計 六十三万六千八百八十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第五十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイツクワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百万枚 四億円

三 発売の数及び総額 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚二百円  
被封式

五 証券型式 被封式

六 発売期間 令和五年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和五年七月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数 当せん金の数

等 級 当せん金

一等 百万円 当せん本数 四十本

二等 一万円 当せん本数 六百本

三等 五千円 当せん本数 二千八百本

四等 五百円 当せん本数 八万本

五等 二百円 当せん本数 四十万本

計 四十八万三千四百四十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。



全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第五十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額  
二百萬枚 四億円

(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚二百円

被封式

令和五年七月一日から同月三十一日まで

令和五年七月一日

四	証券金額	
五	証券型式	被封式
六	発売期間	令和五年七月一日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年七月一日
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 当せん本数
	等級	
一等		百万円 四十本
二等		一万円 四百本
三等		五千円 八百本
四等		二千円 千八百本
五等		千円 六千本
六等		七百元 一万二千本
七等		五百円 二万本
八等		四百円 六万本
九等		二百円 四十万本
計		五十万一千四十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第五十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額  
二百萬枚 二億円

(一億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚百円

被封式

令和五年七月一日から同月三十一日まで

令和五年七月一日

四	証券金額	
五	証券型式	被封式
六	発売期間	令和五年七月一日から同月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和五年七月一日
八	当せん金の額及び当せん金の数	当せん金 当せん本数
	等級	
一等		十万円 八十本
二等		五百円 四万四千本
三等		百円 六十万本
計		六十四万四千八十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第五十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百五十万枚 七億五千万円

三 発売の数及び総額  
(一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。) 一枚三百円

四 証券金額  
被封式

五 証券型式  
令和五年八月一日から同月三十一日まで

六 発売期間  
令和五年八月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

等 級  
一等 千五百万円 五本  
二等 百万円 三十本  
三等 一万円 百五十本  
四等 三千円 千本  
五等 二千円 二千本  
六等 千円 三千本  
七等 七百元 三万本  
八等 五百円 十万本  
九等 三百円 五十万本

計 六十三万六千八百八十五本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百四十九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第五十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
百五十万枚 七億五千万円

三 発売の数及び総額  
(二億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百七十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。) 一枚五百円

四 証券金額  
被封式

五 証券型式  
令和五年八月一日から同月三十一日まで

六 発売期間  
令和五年八月一日

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

等 級  
一等 五千万円 三本  
二等 百万円 十五本  
三等 一万円 百五十本  
四等 三千円 九百本  
五等 二千円 千二百本  
六等 千円 千五百本  
七等 七百元 四万二千本  
八等 五百円 九万本  
九等 三百円 三十万本

計 四十三万五千七百六十八本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称  
会長 東京都知事 小池 百合子  
第五十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額  
二百万枚 四億円

(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
被封式  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和五年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和五年八月一日

八 当せん金の額及び当せん数の等級  
当せん金の数  
当せん本数

一等	百万円	四十本
二等	一万円	四百本
三等	五千円	八百本
四等	二千円	千八百本
五等	千円	六千本
六等	七百元	一万二千本
七等	五百円	二万本
八等	四百円	六万本
九等	二百円	四十万本

計 五十万一千四十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十一号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称  
会長 東京都知事 小池 百合子  
第五十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額  
二百万枚 四億円

(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額  
被封式  
一枚二百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和五年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和五年八月一日

八 当せん金の額及び当せん数の等級  
当せん金の数  
当せん本数

一等	百万円	十四本
二等	一万円	六百本
三等	五千円	二千四百本
四等	五百円	八万本
五等	二百円	四十万本

計 四十八万三千十四本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十二号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第五十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百萬枚 二億円  
(一億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和五年八月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和五年八月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

一等 十萬円 八十本

二等 五萬円 八百本

三等 三萬円 一万二千本

四等 二萬円 二万四千本

五等 一萬円 四万本

六等 五千円 六十万本

計 六十七万六千八百八十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
第五十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額  
二百五十萬枚 七億五千萬円  
(一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
一枚三百円

五 証券型式  
被封式

六 発売期間  
令和五年九月一日から同月三十日まで

七 当せん金支払開始期日  
令和五年九月一日

八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金 当せん本数

一等 十萬円 五百本

二等 五萬円 二千五百本

三等 三萬円 二千五百本

四等 二萬円 二千五百本

五等 一萬円 三千七百五十本

六等 七千円 五万本

七等 五千円 十二万五千本

八等 三千円 五十万本

九等 二百円 三百本

計 六十八万二千七百八十本

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称  
会長 東京都知事 小池 百合子  
第六十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百五十万枚 七億五千万円

(一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
五 証券型式  
被封式  
令和五年九月一日から同月三十日まで  
令和五年九月一日

六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金  
千五百万円  
当せん本数  
五百本

九 注意事項  
計  
六十三万六千八百八十五本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

一 名称  
会長 東京都知事 小池 百合子  
第六十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
二百万枚 四億円

(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額  
五 証券型式  
被封式  
令和五年九月一日から同月三十日まで  
令和五年九月一日

六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数  
当せん金  
百万円  
当せん本数  
四十本

九 注意事項  
計  
五十万一千四十本

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第六十二回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 二百万枚 四億円

(二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚二百円

被封式  
令和五年九月一日から同月三十日まで  
令和五年九月一日

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一等	二百万円	当せん金	当せん本数
二等	一万円	十二本	
三等	五千円	四百本	
四等	千円	八百本	
五等	五百円	二万八千本	
六等	二百円	八万本	
		四十万本	
計			五十万九千二百十二本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第五百五十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和五年五月三十一日

全国都道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第六十三回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
発売の数及び総額 二百万枚 二億円

(一億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

一枚百円

被封式  
令和五年九月一日から同月三十日まで  
令和五年九月一日

四 証券金額  
五 証券型式  
六 発売期間  
七 当せん金支払開始期日  
八 当せん金の額及び当せん金の数

一等	十万円	当せん金	当せん本数
二等	千円	百本	
三等	五百円	千本	
四等	三百円	二万本	
五等	百円	三万本	
		六十万本	
計			六十五万一千百本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

